

採用活動におけるハラスメント防止について

やまてグループ

(やまて企業組合・社会福祉法人やまて福祉会)

男女雇用機会均等法の改正に伴い、令和8年 10月 1日より、求職者等へセクシュアルハラスメント対策の周知が義務化されました。

やまてグループ（以下当グループ）では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等（※）の防止に取り組んでいます。求職者等の皆さまが安心して面談・選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

※パワハラハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含む

【当グループの具体的な取り組み】

(1) 採用活動に関するルールの明確化

当グループは、採用活動の場において、求職者等に対するハラスメント行為が起こることのないよう、ルールを整備し、明確に定めています。また、職員に対して、求職者等に対するハラスメントの防止について周知・啓発を行い、適切な対応を徹底しています。

(2) 対応場所・時間に関するルール

面接、面談、OB・OG 訪問等は、原則として当グループ本部、または事業所等、当グループが指定する適切な場所で実施します。長時間や深夜に及ぶ対応は行わず、あらかじめ定めた時間帯で実施します。

(3) 職員個人による私的な接触の禁止

採用活動に関する連絡は、当グループが認める手段を用いて行います。職員個人による私的な SNS、私用メール、私用端末を利用した連絡や、個人的な連絡先交換、私的な誘いは行いません。

(4) 会食・飲酒に関するルール

求職者等と職員による会食や懇親会等への参加を強制することはありません。懇親会等を実施する場合は、参加を任意とし、当グループの管理のもとで実施します。

【相談窓口について】

当グループの採用活動において、万が一、職員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

《やまてグループ ハラスメント相談窓口》

■ 電話相談（受付時間：平日9時～18時）

人事部：03-6915-2431

女性職員による対応：070-5084-7309

男性職員による対応：080-7652-2776

■ メール相談（受付時間：24時間365日）

人事部：jinji@yamate-kigyo.jp

女性職員による対応：w-keep-smile@yamate-kigyo.jp

※やまて企業組合、社会福祉法人やまて福祉会とも、共通の相談窓口です。